（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百六十一条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項の表附則第十三条第二項の項中欄中「及びその合計額」を「課税標準である金額の合計額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、同法第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準額」に改め、同項下欄中「の合計額」を「特定課税仕入れに係る」とあるのは、「特定課税仕入れに係る税率の異なるごとに区分した」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百六十二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第六十条第三項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日まで」を「平成二十八年一月一日から同年三月三十一日まで」に、「平成二十九年一月一日」を「同年四月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条の十九の三第十項の規定の適用については、平成二十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「以前三年内の各年分の所得税について同項の」とあるのは「以前二年内の各年分の所得税について同項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項の」と、「同項の規定の適用を受けた」とあるのは「これらの規定の適用を受けた」と、「同項に」とあるのは「第一項に」とし、平成二十九年一月一日」に改める。

（特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正）

第百六十三条　特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

（総合特別区域法の一部改正）

第百六十四条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　削除

（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の一部改正）

第百六十五条　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号を削り、同条第三項第四号中「前項第一号から第四号まで」を「前項各号」に改め、同項第五号を削る。

第六条第二項第五号を削り、同条第三項第四号中「前項第一号から第四号まで」を「前項各号」に改め、同項第五号を削る。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十五条第四項中「並びに第十一条」を削り、「第二条第三項」を「同条第三項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百六十六条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「、第二十九条の三第四項若しくは第五項」及び「第五十七条第二項若しくは」を削る。

（個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百六十七条　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条のうち、国税通則法第七章の二中第七十四条の十三の次に一条を加える改正規定中「個人番号」の下に「（第百二十四条第一項（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）においては「個人番号」という。）」を加え、「同条第十五項」を「同法第二条第十五項」に改め、「（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）」を削り、同法第百十三条の二第一項の改正規定中「第百二十四条第三項」を「第百二十四条第三項第一号」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第百六十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百六十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（消費税の軽減税率制度の導入に当たっての必要な措置）

第百七十条　政府は、消費税（地方消費税を含む。以下この条及び次条において同じ。）の軽減税率制度の導入に当たり、平成二十七年六月三十日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針二〇一五（第二号において「基本方針二〇一五」という。）に記載された財政健全化目標（同号において単に「財政健全化目標」という。）を堅持するとともに、社会保障制度改革推進法（平成二十四年法律第六十四号）第二条、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第一条及び持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第二十八条に示された社会保障の安定財源の確保の在り方に係る基本的な考え方にのっとり、安定的な恒久財源を確保するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　平成二十八年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。

二　財政健全化目標との関係及び基本方針二〇一五に記載された平成三十年度（二千十八年度）の経済・財政再生計画の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革及び社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

（消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置）

第百七十一条　政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後三年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎